

お客さま各位

オリックス生命保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」に関する取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」に関する、各種取扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

1. 保険金・給付金の取扱いについて

■ 「新型コロナウイルス感染症」でご入院された場合

「疾病入院給付金」のお支払い対象となります。

* 医師の指示により医療機関に入院された場合、陽性と判定されたか否かにかかわらず、「疾病入院給付金」のお支払い対象となります（※1）。

（※1） ご契約内容によっては、疾病入院給付金のお支払いに、約款所定の入院日数が必要となる場合があります。

■ 「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになった場合

「死亡保険金」のお支払い対象となります。

* ただし、現時点では、「災害死亡保険金」もしくは「災害高度障害保険金」等のお支払い対象となりません（災害による割増はございません）のでご注意ください。

2. 請求のお手続きについて

【保険金・給付金お問合せ窓口】にご連絡ください。オペレーターがお客さまの状況を伺い、必要な請求書類等をご案内いたします。

【保険金・給付金お問合せ窓口】 TEL: 0120-506-053

受付時間：月曜～土曜 9:00 - 18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

3. 健康医療相談サービスでのご相談について

ご契約者さま向け「健康医療相談サービス」（※2）では、当社が委託するティーベック株式会社のヘルスカウンセラー（保健師・看護師等）が「新型コロナウイルス感染症」に関するご相談にも、24時間年中無休で対応しております。

ご利用される際は、専用ダイヤルがございますので、お手元の『健康医療相談サービス』のご案内や、マイページ（ご契約者さま専用ページ）内のご案内よりご確認ください。

（※2）健康医療相談サービス：<https://www.orixlife.co.jp/customer/support/>

（参考）ティーベック株式会社の対応について

厚生労働省より各都道府県衛生管理部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。新型コロナウイルス感染症の疑い定義にあてはまるものは、「帰国者・接触者相談センター」へ案内しています。また、「新型コロナウイルス」の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインなどに沿った回答となります。